

## 「業務方法書」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第2節 民事法律扶助業務及びその附帯業務の方法</p> <p>第9款 不服申立て、再審査(第69条<del>二</del>第70条の8)</p>	<p>目次</p> <p>第2章 (同左)</p> <p>第2節 (同左)</p> <p>第9款 不服申立て、再審査(第69条・第70条)</p>
<p>第2章 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第1款 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 本節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 指定相談場所 <u>理事長が別に定める基準により地方事務所</u>の長(以下本節において「<u>地方事務所長</u>」という。)が指定した法律相談援助を行う場所をいう。</p> <p>七 センター相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、<u>センターの事務所又は指定相談場所</u>において、法律相談援助を実施することについての契約をいう。</p> <p>八～二十二 (略)</p> <p>(本部法律扶助審査委員)</p> <p>第6条 センターは、第70条の3に規定す</p>	<p>第2章 (同左)</p> <p>第2節 (同左)</p> <p>第1款 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第5条 (同左)</p> <p>一～五 (同左)</p> <p>七 指定相談場所 <u>センター相談登録契約</u>に関し、<u>地方事務所長が理事長の承認を得て指定した法律相談援助を行う場所</u>をいう。</p> <p>六 センター相談登録契約 センターと弁護士・司法書士等との間で締結する、<u>地方事務所</u>の長(以下本節において「<u>地方事務所長</u>」という。)が<u>理事長の承認を得て指定した法律相談援助を行う場所又はセンターの事務所</u>において、法律相談援助を実施することについての契約をいう。</p> <p>八～二十二 (同左)</p> <p>(本部法律扶助審査委員)</p> <p>第6条 センターは、第70条に規定する審</p>

る審査に関し、本部事務所に本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）を置く。

2～5 （略）

（地方事務所法律扶助審査委員）

第7条 センターは、第28条、第30条、第49条の2から第52条まで、第54条から第56条まで及び第69条の3に規定する審査に関し、地方事務所に地方事務所法律扶助審査委員（以下「地方扶助審査委員」という。）を置く。

2～4 （略）

5 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した地方扶助審査委員の補欠として選任された地方扶助審査委員の任期は、退任した地方扶助審査委員の任期の満了する時までとする。

6 地方扶助審査委員の定数及びその審査に関する事項は、理事長が別に細則で定める。

### 第3款 法律相談援助

（法律相談援助の実施場所）

第18条 （略）

2 センターは、申込者が高齢者若しくは障害者であること又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住していることその他のやむを得ない事情により前項に規定する相談場所に赴くことが困難な場合は、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる。

### 第4款 援助の申込み

（法律相談援助から審査に至る手続等）

第26条 （略）

2～5 （略）

6 地方事務所長は、援助申込書及び事件調

査に関し、本部事務所に本部法律扶助審査委員（以下「本部扶助審査委員」という。）を置く。

2～5 （同左）

（地方事務所法律扶助審査委員）

第7条 センターは、第28条から第30条まで、第50条から第52条まで、第54条、第56条及び第69条に規定する審査に関し、地方事務所に地方事務所法律扶助審査委員（以下「地方扶助審査委員」という。）を置く。

2～4 （同左）

（新設）

5 （同左）

### 第3款 （同左）

（法律相談援助の実施場所）

第18条 （同左）

2 センターは、申込者が高齢者若しくは障害者の場合又は前項に規定する相談場所から遠距離の地域に居住している場合は、申込者の居住場所その他適宜の場所において、法律相談援助を実施することができる。

### 第4款 （同左）

（法律相談援助から審査に至る手続等）

第26条 （同左）

2～5 （同左）

6 地方事務所長は、前条第1項に規定する

書の提出を受けたときは、速やかに申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する。

7 地方事務所長は、援助申込書その他の資料により、第28条第1項各号の決定をするのに熟していると認めるときは、第2項に規定する法律相談援助を省略し、申込案件を前項の審査に付することができる。

8 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が第28条第1項第1号に規定する援助開始決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、第1項に規定する手続及び第2項又は第3項に規定する法律相談援助を省略し、第6項の審査に付することができる。

9 地方事務所長は、申込案件が既に代理援助又は書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が引き続き代理援助又は書類作成援助を希望している場合には、第46条第2項に規定する中間報告書若しくは同条第4項に規定する終結報告書又は第47条第1項に規定する報告書の提出をもって当該代理援助又は書類作成援助の申込みとみなすことができる。

#### 第5款 代理援助及び書類作成援助の審査

(申込みに対する決定)

第28条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

援助申込書及び事件調書の提出を受けたときは、速やかに申込案件を地方扶助審査委員の審査に付する。

(新設)

7 地方事務所長は、弁護士・司法書士等が第28条第1項第1号に規定する援助開始決定を条件に代理援助の受任又は書類作成援助の受託を承諾している案件（以下「持込案件」という。）の申込みについて、当該弁護士・司法書士等から事件調書の提出があった場合には、第1項に規定する手続及び第2項又は第3項に規定する法律相談援助を省略し、前項に規定する審査に付することができる。

8 地方事務所長は、申込案件が既に書類作成援助が行われた民事裁判等手続に関する案件であって、申込者が引き続き書類作成援助を希望している場合には、受託者が提出した第47条第1項に規定する報告書をもって当該書類作成援助の申込みとみなすことができる。

#### 第5款 (同左)

(申込みに対する決定)

第28条 地方事務所長は、第26条第6項の規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

一、二 (略)  
2～4 (略)

(審査の方法)

第29条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項まで、第30条第2項、第49条の2、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項、第55条第2項並びに第56条第1項及び第2項に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する。

2～4 (略)

(立替費用等の決定)

第30条 (略)

2 地方事務所長は、前項各号に規定する事項について、援助開始決定後にその全部又は一部を変更することが相当であると認めるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、これを変更する決定をすることができる。この場合において、受任者等に対し既に交付した金銭の返還を求めべき旨を決定したときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

3 地方事務所長は、前項の決定をするに当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第1項第1号に規定する事項の決定は、立替基準による。

(調査)

第35条 地方事務所長は、以下の各号に掲げる決定の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行できる知識及び能力を有する者に調査又は鑑定を委嘱す

一、二 (同左)  
2～4 (同左)

(審査の方法)

第29条 地方事務所長は、第26条第6項、第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第54条第1項及び第56条に規定する審査に付するときは、地方扶助審査委員の中から担当審査委員を2名指名する。

2～4 (同左)

(立替費用等の決定)

第30条 (同左)

(新設)

(新設)

2 前項第1号に規定する事項の決定は、立替基準による。

(調査)

第35条 地方事務所長は、援助開始決定又は援助不開始決定の判断に必要な事項について調査をする必要があると認めるときは、法律構成若しくは事実関係その他の事項の調査又は鑑定を適正かつ確実に遂行できる知識及び能力を有する者に調査又は鑑

<p>ることができる。</p> <p>一 <u>援助開始決定</u></p> <p>二 <u>援助不開始決定</u></p> <p>三 <u>第40条第1項に規定する取消しの決定</u></p> <p>2 <u>前項の調査又は鑑定の委嘱を受けた者は、その結果につき書面で地方事務所長に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>地方事務所長は、前項の書面による報告を受けたときは、理事長が別に定める基準により、当該調査又は鑑定の費用を支出する。</u></p> <p>第6款 個別契約等</p> <p>(代理援助の受任者となるべき者の選任)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 <u>地方事務所長は、第2項、第3項及び第6項により受任者となるべき者を選任したときは、当該受任者となるべき者にその旨を通知する。</u></p> <p>(書類作成援助の受託者となるべき者の選任)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>地方事務所長は、第2項及び第5項により受託者となるべき者を選任したときは、当該受託者となるべき者にその旨を通知する。</u></p> <p>(援助開始決定の取消し)</p> <p>第40条 地方事務所長は、前二条に規定する手続によっても受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件につき第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、<u>決定により、援助開始決定を取り消すこと</u>がで</p>	<p>定を委嘱することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6款 (同左)</p> <p>(代理援助の受任者となるべき者の選任)</p> <p>第38条 (同左)</p> <p>2～6 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(書類作成援助の受託者となるべき者の選任)</p> <p>第39条 (略)</p> <p>2～5 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(援助開始決定の取消し)</p> <p>第40条 地方事務所長は、前二条に規定する手続によっても受任者等となるべき者を選任することができないとき又は援助案件につき第9条各号に掲げる要件のいずれかを欠くことが明らかになったときは、<u>援助開始決定を取り消すこと</u>ができる。</p>
--	--

きる。

2 (略)

(個別契約)

第42条 受任者等となるべき者は、第38条第7項又は第39条第6項の通知を受けたときは、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「個別契約」という。）を速やかに締結するよう協力しなければならない。ただし、当該案件を受任又は受託できない特別な事情があり、その旨を直ちに地方事務所長に通知した場合は、この限りでない。

(受領金銭)

第49条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、受任者において一時保管するとともに、その事実を速やかに地方事務所長に書面で報告しなければならないものとする。

2 地方事務所長は、必要があると認めるときは、受任者に対し、前項により受領した金銭の全部又は一部を地方事務所長に引き渡すよう求めることができる。

3 地方事務所長は、第56条に規定する終結決定があったときは、立替金、報酬金及び追加支出対象となるべき実費を清算して、残金を被援助者に交付し又は受任者をしてこれを交付させる。ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し受領金銭の一部を交付し又は受任者をしてこれを交付させることができる。

(中間報酬金)

第49条の2 地方事務所長は、受任者より、前条第1項の報告がされたときは、終結決定の前であっても、地方扶助審査委員の審

2 (同左)

(個別契約)

第42条 地方事務所長が受任者等となるべき者を選任したときは、センター、被援助者及び当該受任者等となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「個別契約」という。）を締結する。

(受領金銭)

第49条 受任者は、事件に関し相手方等から金銭を受領したときは、被援助者に交付せず、速やかにその全額を地方事務所長に引き渡さなければならないものとする。

2 地方事務所長は、特別の事情があるとき認めるときは、前項に規定する引渡しを受けず、受任者に一時保管させることができる。

3 地方事務所長は、第56条に規定する終結決定があったときは、立替金及び報酬金を清算して残金を被援助者に交付する。ただし、必要と認める事情があるときは、その決定の前であっても、被援助者に対し受領金銭の一部を交付することができる。

(新設)

査に付し、その判断に基づいて、事件に関し相手方等から受領した金銭に対応する報酬金の額及び支払方法を決定することができる。

(追加支出)

第50条 (略)

2 (略)

3 地方事務所長は、前項の決定に当たっては、被援助者の意見を聴かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4 第2項の決定は、立替基準による。

(辞任)

第51条 (略)

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

(解任)

第52条 (略)

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、被援助者による受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。

3 (略)

(個別契約の当然終了)

(追加支出)

第50条 (同左)

2 (同左)

(新設)

3 前項に規定する追加費用の支出についての決定は、立替基準による。

(辞任)

第51条 (同左)

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、辞任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。この場合において、地方事務所長は、当該受任者等に既に交付した金銭があるときは、返還を求めるべき額を決定する。

(解任)

第52条 (同左)

2 地方事務所長は、前項に規定する申出があったときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、被援助者による受任者等の解任をやむを得ないと認めるときは、これを承認する。この場合において、地方事務所長は、当該受任者等に既に交付した金銭があるときは、返還を求めるべき額を決定する。

3 (同左)

(個別契約の当然終了)

<p>第53条 個別契約は、次に掲げる事由によって終了する。</p>	<p>第53条 (同左)</p>
<p>一、二 (略)</p>	<p>一、二 (同左)</p>
<p>2 <u>前項第1号の規定にかかわらず、被援助者が死亡した場合において、個別契約の締結の前提となっている権利義務を相続により承継する者が確定し、当該承継者が終結決定前にセンターに引き続き援助を希望する旨の申し出をし、かつ、当該承継者が第9条第1号の要件に該当すると地方事務所長が認めたときは、被援助者の有していた個別契約の地位は当該承継者に当然に承継されたものとみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(解除等の後の処理)</p>	<p>(解除等の後の処理)</p>
<p>第55条 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者<u>(被援助者が死亡した場合の相続人を含む。以下この条において同じ。)</u>及び受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。</p>	<p>第55条 地方事務所長は、前四条の規定により個別契約が終了したときは、終了の理由を付して被援助者及び受任者等に通知する。ただし、それらの者の住所が不明の場合は、この限りでない。</p>
<p>2 地方事務所長は、前二条の規定により個別契約が終了したときは、<u>地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、次の各号に掲げる事項を決定する。ただし、第56条第1項第2号又は第3号に基づき援助の終結決定をすべきときは、第2号に規定する事項について決定することを要しない。</u></p>	<p>2 地方事務所長は、前四条の規定により個別契約が終了したとき<u>(新たに個別契約を締結した場合を除く。)</u>は、<u>立替金の償還方法について、被援助者に通知する。</u></p>
<p>一 <u>受任者等に対し既に交付した金銭につき、返還を求めるべき額及び支払方法</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>二 <u>第38条第3項又は第39条第2項により受任者等となるべき者を新たに選任する場合に、センターが立て替える立替費用のうち、第11条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の額及び支払方法</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>前項第1号に基づき、受任者等に返還を</u></p>	<p>3 <u>地方事務所長は、前四条の規定により個</u></p>



求めるべき額が決定されたときは、被援助者はその限度で立替金の償還を免れる。

- 4 受任者は、前二条の規定により代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、前二条の規定により書類作成援助の個別契約が終了したときは、被援助者に速やかに証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

#### 第7款 援助の終結

(終結決定)

第56条 地方事務所長は、次に掲げる事由があるときは、地方扶助審査委員の審査に付し、その判断に基づき、援助の終結決定をする。

- 一 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。ただし、終結決定の対象となる事件に関連する事件が継続している場合で、かつ第58条第2項により関連事件の終結決定を待って報酬金の決定をすることとしたときは、この限りでない。

二・三 (略)

2 (略)

(終結決定時の審査・決定事項)

第57条 地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定し、立替金の総額を確定する。

別契約が終了したときは、受任者等に対し、既に交付した金銭の全部又は一部の返還を求めることができる。

- 4 受任者は、前四条の規定により代理援助の個別契約が終了したときは、速やかに代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、被援助者に証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、証拠資料の返還については、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、前四条の規定により書類作成援助の個別契約が終了したときは、被援助者に速やかに証拠資料を返還しなければならないものとする。ただし、被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

#### 第7款 (同左)

(終結決定)

第56条 (同左)

- 一 事件が終結し、受任者等から終結報告書が提出されたとき。

二・三 (同左)

2 (同左)

(終結決定時の審査・決定事項)

第57条 地方事務所長は、終結決定において、事件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して次に掲げる事項を決定する。

<p>一 報酬金の額、<u>支払条件及び支払方法</u></p> <p>二 <u>追加支出の額、支払条件及び支払方法</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>一 報酬金の額<u>並びに</u>支払条件及び支払方法</p> <p>二 <u>追加支出額及び立替金の総額</u></p> <p>2 (同左)</p>
<p>(報酬金)</p> <p>第58条 地方事務所長は、前条第1項第1号に規定する報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬金)</p> <p>第58条 地方事務所長は、前条第1号に規定する報酬金の決定に当たっては、被援助者及び受任者の意見を聴く。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(援助終了後の償還方法)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(援助終了後の償還方法)</p> <p>第59条 (同左)</p> <p>2・3 (同左)</p>
<p><u>4 地方事務所長は、援助終了後に、被援助者から立替金の償還方法の変更の申請を受けた場合において、その申請を相当と認めるときは、償還方法の変更を決定することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>5 割賦償還の償還期間は3年を超えないものとする。ただし、地方事務所長は、被援助者の資力その他の状況を勘案し、償還期間を延長する決定をすることができる。</u></p>	<p><u>4 (同左)</u></p>
<p>第9款 不服申立て、再審査</p>	<p>第9款 (同左)</p>
<p>(不服申立て)</p> <p>第69条 申込者、被援助者及び受任者等(以下「利害関係者」という。)は、地方事務所長のした決定(ただし、第69条の7の規定による不服申立てに対する決定を除く。以下「原決定」という。)に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができるものとする。</p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第69条 申込者、被援助者及び受任者等は、地方事務所長のした決定に不服のある場合には、地方事務所長に対し、不服申立てをすることができるものとする。</p>
<p>2 不服申立ては、原決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならないものとする。</p>	<p>2 <u>前項の不服申立て</u>は、決定があったことを知った日から30日以内に地方事務所長に不服申立書を提出してしなければならないものとする。</p>

3 不服申立ては、原決定の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、地方事務所長は、必要があると認めるときは、不服申立てについての決定があるまで、原決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。

4 地方事務所長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(不服申立てが不適法な場合)

第69条の2 地方事務所長は、不服申立てが前条第2項の期間経過後になされたものであるとき、その他明らかに不適法であると認めるときは、これを却下する旨の決定をすることができる。

3 地方事務所長は、前項に規定する不服申立書の提出を受けたときは、当該決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させる。

4 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長及び地方扶助審査副委員長のいずれもが当該決定に関与している場合はこの限りでない。

5 前項により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。

6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。

7 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

8 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、当該不服申立審査会の決定内容を速やかに地方事務所長に報告する。

9 地方事務所長は、第6項の決定に基づき、不服申立てに対する決定を行い、当該不服を申し立てた者（次条において「不服申立人」という。）にその決定内容を通知する。

(新設)

(不服申立審査会の構成)

第69条の3 地方事務所長は、不服申立て (新設)

があった場合において、前条第1項の規定によりこれを却下しないときは、原決定に関与していない3名の地方扶助審査委員を指名し、不服申立審査会を構成させて、当該不服申立てをその審査に付する。

2 不服申立審査会の委員のうち1名は、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長とする。ただし、地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが原決定に関与している場合は、この限りでない。

3 前項により指名された地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長は、不服申立審査会の議事を主宰する。ただし、不服申立審査会の委員に地方扶助審査委員長又は地方扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。

4 地方事務所長は、第1項の規定により不服申立審査会の審査に付したときは、不服申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。

5 地方事務所長は、原決定の理由となった事実を証する書類その他の物件を不服申立審査会に提出する。

(不服申立審査会による審理)

第69条の4 不服申立審査会の審理は、非 (新設)

公開とする。

2 不服申立審査会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、地方事務所長に対し、不服申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第69条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、不服申立てと関連しないものは、この限りでない。

(新設)

2 不服申立審査会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。

3 地方事務所長は、第69条の7に定める決定をしたときは、この条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。ただし、同決定に対し再審査の申立てがされた場合は、これを理事長に送付する。

(不服申立審査会による決定)

第69条の6 不服申立審査会は、不服申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、原決定を変更する旨の決定をするときは、当該不服申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

2 不服申立審査会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

3 不服申立審査会の議事を主宰した委員は、当該不服申立審査会の決定内容を速やかに地方事務所長に報告する。

(不服申立審査会の決定に基づく地方事務所長の決定)

第69条の7 地方事務所長は、前条第1項の決定に基づき、不服申立てに対する決定(以下「不服申立てに対する決定」という。)を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。

(新設)

2 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを採用すべき旨の決定をしたとき

は、同決定に基づき、自ら原決定を破棄して相当な決定を行う。

- 3 地方事務所長は、不服申立審査会が不服申立てを不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う。

(再審査の申立て)

第70条 利害関係者は、不服申立てに対する決定に不服のある場合には、理事長に対し、再審査の申立てをすることができるものとする。

- 2 前項の再審査の申立ては、不服申立てに対する決定があったことを知った日から14日以内に、不服申立てに対する決定をした地方事務所長に再審査申立書を提出してしなければならないものとする。

- 3 前項の再審査申立書の提出を受けた地方事務所長は、不服申立てに対する決定に関する一件記録とともに、これを理事長に送付する。

- 4 再審査申立ては、不服申立てに対する決定（不服申立てを採用せず又はこれを却下する旨の決定の場合には原決定をも含む。以下この項において同じ。）の効力、その執行又は手続の続行を妨げない。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、再審査申立てについての決定があるまで、不服申立てに対する決定の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置を決定することができる。

- 5 理事長は、前項ただし書の決定をしたときは、利害関係者にその旨を通知する。

(再審査の申立て)

第70条 前条第9項の決定に不服のある不服申立人は、理事長に対し、再審査の申立てをすることができるものとする。

- 2 前項の再審査の申立ては、当該決定があったことを知った日から14日以内に理事長に再審査申立書を提出してしなければならないものとする。

- 3 理事長は、再審査の申立てがあったときは、当該決定、前条第6項の不服申立審査会の決定又は同条第1項の地方事務所長のした決定に関与していない3名の本部扶助審査委員を指名し、再審査委員会を構成させる。

- 4 再審査委員会の委員のうち1名は、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長とする。ただし、本部扶助審査委員長及び本部扶助審査副委員長のいずれもが当該決定に関与している場合はこの限りでない。

- 5 前項により指名された本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長は、再審査委員会の議事を主宰する。ただし、再審査委員会の委員に、本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者

(削除)	<u>を選任する。</u>
(削除)	<u>6 再審査委員会は、再審査申立てについて 審査し、理由を付してその採否を決定する。</u>
(削除)	<u>7 再審査委員会の議事は、全委員の過半数 をもって決する。</u>
(削除)	<u>8 再審査委員会の議事を主宰した委員は、 当該再審査委員会の決定内容を速やかに理 事長に報告する。</u>
(再審査申立てが不適法な場合)	<u>9 理事長は、第6項の決定に基づき、再審 査申立てに対する決定を行い、当該再審査 を申し立てた者にその決定内容を通知す る。</u>
<u>第70条の2 理事長は、再審査申立てが前 条第2項の期間経過後になされたものであ るとき、その他明らかに不適法であると認 めるときは、これを却下する旨の決定をす ることができる。</u>	(新設)
(再審査委員会の構成)	
<u>第70条の3 理事長は、再審査申立てがあ った場合において、前条第1項の規定によ りこれを却下しないときは、不服申立てに 対する決定、不服申立審査会の決定又は原 決定に関与していない3名の本部扶助審査 委員を指名し、再審査委員会を構成させて、 当該再審査申立てをその審査に付する。</u>	(新設)
<u>2 再審査委員会の委員のうち1名は、本部 扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員 長とする。ただし、本部扶助審査委員長 又は本部扶助審査副委員長のいずれもが 不服申立てに対する決定、不服申立審査 会の決定又は原決定に関与している場合 は、この限りでない。</u>	
<u>3 前項により指名された本部扶助審査委 員長又は本部扶助審査副委員長は、再審 査委員会の議事を主宰する。ただし、再 審査委</u>	

員会の委員に本部扶助審査委員長又は本部扶助審査副委員長のいずれもが含まれないときは、委員の互選により議事の主宰者を選任する。

4 理事長は、第1項の規定により再審査委員会の審査に付したときは、再審査申立てをしなかった利害関係者にその旨を通知する。

5 理事長は、地方事務所長から送付された一件記録を再審査委員会に提出する。

(再審査委員会による審理)

第70条の4 再審査委員会の審理は、非公開とする。

(新設)

2 再審査委員会は、必要と認めるときは、利害関係者の出席を求めることができる。

3 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要と認めるときは、理事長又は地方事務所長に対し、再審査申立てに対する決定をするために必要な事項について、調査又は報告を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第70条の5 利害関係者は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、再審査申立てと関連しないものは、この限りでない。

(新設)

2 再審査委員会の議事を主宰する委員は、必要があると認めるときは、前項により証拠書類又は証拠物を提出しようとする者に対し、その標目及びこれにより疎明しようとする事実等を記載した書面を提出するよう求めることができる。

3 理事長は、第70条の7に定める決定(同条第2項の地方事務所長に差し戻す決定を除く。)をしたときは、速やかに、この条の規定により提出された証拠書類又は証拠物を提出者に返還する。

4 理事長は、第70条の7第2項の地方事



務所長に差し戻す決定をしたときは、前項の証拠書類又は証拠物を当該地方事務所長に送付する。

(再審査委員会による決定)

第70条の6 再審査委員会は、再審査申立てにつき審査し、理由を付してその採否を決定する。ただし、不服申立てに対する決定を変更する旨の決定をするときは、再審査申立てをしなかった利害関係者に意見を述べる機会を与えなければならない。 (新設)

2 再審査委員会の議事は、全委員の過半数をもって決する。

3 再審査委員会の議事を主宰した委員は、当該再審査委員会の決定内容を速やかに理事長に報告する。

(再審査委員会の決定に基づく理事長の決定)

第70条の7 理事長は、前条第1項の決定に基づき、再審査申立てに対する決定を行い、利害関係者にその決定内容を通知する。 (新設)

2 理事長は、再審査委員会が再審査申立てを採用すべき旨の決定をしたときは、同決定に基づき、不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻し、又は自ら相当な決定を行う。

3 理事長は、再審査委員会が再審査申立てにつき不適法であると認める旨の決定をしたときは、これを却下する旨の決定を行う。

(差し戻し決定後の手続)

第70条の8 地方事務所長は、前条により不服申立てに対する決定を破棄して事案を地方事務所長に差し戻す旨の決定がなされたときは、第69条の3から第69条の6までに規定する手続(ただし、「原決定」とあるのは、「再審査の申立ての対象となった決定及びその基となった不服申立審査 (新設)

<p><u>会の決定」と読み替える。)により、事案を再考し、相当な決定を行う。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、理事長が再審査申立てを相当と認める理由とした事実上及び法令上（業務方法書及びその下部規則を含む。）の判断は、地方事務所長及び不服申立審査会を拘束する。</u></p>	
<p>別表2 （別紙改正案のとおり）</p>	<p>別表2 （別紙現行のとおり）</p>

別表 2

## 1. 代理援助立替基準 (改正案: 赤字部分は改正部分)

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬		
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	
(1)	(イ) 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～ 50万円未満	25,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6% (税別) を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は1回10,500円を基準とする。	
		50万円以上 100万円未満	35,000円	2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	94,500円				
100万円以上 200万円未満	〃	〃	126,000円						
200万円以上 300万円未満	〃	〃	157,500円						
300万円以上 500万円未満	〃	〃	178,500円						
500万円以上 1,000万円未満	〃	〃	210,000円						
(ロ) 手形訴訟			(イ) の2分の1		(イ) の2分の1				
(2)	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～ 50万円未満	25,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	受けた利益が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。	
		50万円以上 100万円未満	35,000円	2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	94,500円				
		100万円以上 200万円未満	〃	〃	126,000円				
		200万円以上 300万円未満	〃	〃	157,500円				
300万円以上 500万円未満	〃	〃	178,500円						
500万円以上 1,000万円未満	〃	〃	210,000円						
1,000万円以上	〃	〃	231,000円						
借地非訟事件			25,000円		105,000円～157,500円				
境界事件			不動産事件に準ずる。		157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする				
(3)	離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。	〇公示送達事件 84,000円 〇金銭請求を伴わないもの 189,000円～241,500円 標準額を220,500円とする 〇金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。ただし220,500円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 2. 公示送達事件 63,000円～84,000円 3. 金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 5. 財産的給付のある場合の報酬金の下限は84,000円とする。	1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10% (税別) とする。 2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。	
		遺産分割事件 (調停も同様)		35,000円					金銭事件に準ずる。
(4)	行政事件		35,000円	印紙代は別途支出する。	157,500円～231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	110,000円～162,000円に、出廷回数1回につき10,500円を乗じた額を加算する。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。	
(5)	仮差押・仮処分 保全事件 労働事件 断行仮処分		20,000円	保証金、登録税は決定額を支出する。	42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と保全の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。	
			20,000円		126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。		
(6)	その他	① 強制執行事件	20,000円	予納金は別途支出する。	〇強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 〇関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 〇少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と執行の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。	
		② 財産開示手続		15,000円		〇少額訴訟債権執行 15,000円			
		③ 執行停止事件		10,000円	予納金は別途支出する。但し、被援助者の直接負担を求めることがある。	52,500円～73,500円		本案事件と一括して決定する。	
		④ 民事調停事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	42,000円～105,000円	建築取壊又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
		⑤ 家事調停事件・家事審判(乙)事件		20,000円	〇調停不調の本訴 35,000円 〇調停・本訴一括扶助 各 20,000円	84,000円～126,000円 〇調停不調の本訴 157,500円 〇調停・本訴一括扶助 調停 84,000円～105,000円 本訴157,500円	調停不調のときは本訴を関連扶助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。	

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(6) そ の 他	⑥ 家事審判 (甲) 事件	成年後見等を除く 家事審判(甲)事件	10,000円 ～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件	20,000円		63,000円～105,000円			
	⑦ 労働審判事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。		
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審扶助の時は一括して決定する。
	⑪ 渉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件			金銭事件～行政事件に準ずる。	金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴を関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの	20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。		
	⑭ 支払督促		5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・ 特定調停事件	債権者数						
		1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで支出することができる。		
6社～10社		25,000円		147,000円				
11社～20社		30,000円		168,000円				
21社以上	35,000円		189,000円					
⑯ 自己破産事件	債権者数							
	1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	23,000円		147,000円				
21社以上	23,000円	178,500円						
⑰ 民事再生手続	債権者数							
	1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額より増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	35,000円		178,500円				
21社以上	35,000円	210,000円						

(注)

- 被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする事ができる(業務方法書第57条第2項)。
- 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
- 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
- 追加支出限度額(限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。)
  - 鑑定料 50万円 (但し、医療過誤事件は80万円)
  - 記録免許料 35万円
  - 印紙代 35万円
  - 執行予納金 50万円 (但し、民事執行(不動産)事件は100万円)
  - 記録謄写料 20万円
  - 通訳料 10万円
  - 翻訳料 10万円
  - その他実費 30万円 ( (1)～(7) 以外の実費すべてを合算しての限度額)
- 被援助者が多数にわたる場合の着手金  
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。
- 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準 (改正案: 赤字部分は改正部分)

手 続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書(仮執行宣言を含む)	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成21,000円 仮執行宣言申立書の作成15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書(供託を含む)	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円 追加報酬 書類作成1回につき 21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は別途被援助者のため支出する。	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書(免責申立書を含む)	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書(再生手続に係る一切の書類作成を含む)	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

(注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。

ただし、追加支出限度額を超えないものとする。

2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。

3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

4. 以上の金額は、すべて税込表示である。

別表2

## 1. 代理援助立替基準 (現行)

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金					
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考				
(1)	(イ) 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～ 50万円未満	25,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 現実に入手した金銭が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 現実に入手した金銭が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 現実に入手した金銭が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。	1. 及び2については事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は1回10,500円を基準とする。				
		50万円以上 100万円未満	35,000円		94,500円							
100万円以上 200万円未満	〃	126,000円										
200万円以上 300万円未満	〃	157,500円										
300万円以上 500万円未満	〃	178,500円										
500万円以上 1,000万円未満	〃	210,000円										
(ロ) 手形訴訟			(イ) の2分の1		(イ) の2分の1							
(2)	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～ 50万円未満	25,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	受けた利益が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。				
		50万円以上 100万円未満	35,000円		94,500円							
		100万円以上 200万円未満	〃		126,000円							
		200万円以上 300万円未満	〃		157,500円							
300万円以上 500万円未満	〃	178,500円										
500万円以上 1,000万円未満	〃	210,000円										
借地非訟事件			25,000円		105,000円～157,500円							
境界事件			不動産事件に準ずる。		157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする							
(3)	離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	〇公示送達事件 84,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 金銭給付のない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 2. 公示送達事件 63,000円～84,000円 3. 金銭給付のある場合には、現実に入手した金銭が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。但し、84,000円を下限とする。 現実に入手した金銭が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 現実に入手した金銭が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。	1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10% (税別) とする。 2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。				
		〇金銭請求を伴わないもの	189,000円～241,500円 標準額を220,500円とする		〇金銭請求を伴うもの				金銭請求と同様とする。 ただし220,500円を下回らないものとする。			
遺産分割事件 (調停も同様)		35,000円			金銭事件に準ずる。				訴額の算定は目的物の価額の1/3を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。 (備考参照)		
(4)	保全事件	仮差押・仮処分 労働事件断行仮処分	20,000円		1. 保証金、登録税は決定額を支出する。				42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と保全の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
			20,000円						126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
(5)	その他	① 強制執行事件	20,000円		1. 予納金は別途支出する。 〇少額訴訟債権執行 15,000円				〇強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 〇関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 〇少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と執行の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
			15,000円	42,000円								
			② 財産開示手続	15,000円		31,500円～42,000円						
			③ 執行停止事件	10,000円		52,500円～73,500円						
			④ 民事調停事件	20,000円		42,000円～105,000円						
⑤ 家事調停事件・家事審判(乙)事件	20,000円 〇調停不調の本訴 35,000円 〇調停・本訴一括扶助 各 20,000円	84,000円～126,000円 〇調停不調の本訴 157,500円 〇調停・本訴一括扶助 調停 84,000円～105,000円 本訴157,500円	調停不調のときは本訴を関連扶助する。	離婚・認知等請求事件に準ずる。								

	案件の内容		訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
				立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(5) そ の 他	⑥ 家事審判 (甲) 事件	成年後見等を除く 家事審判(甲) 事件	10,000円 ～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。		
		成年後見人等申立事件	20,000円		63,000円～105,000円				
	⑦ 労働審判事件		20,000円		84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。		
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。			
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。		
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	被控訴事件で、一番扶助の時は一括して決定する。	
	⑪ 涉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。		
	⑫ 控訴事件		金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。		
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴に関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		
		上記以外のもの	20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。			
	⑭ 支払督促		5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。		
	⑮ 債務整理事件・ 特定調停事件	債権者数 1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。			
		6社～10社	25,000円		147,000円				
		11社～20社	30,000円		168,000円				
		21社以上	35,000円		189,000円				
	⑯ 自己破産事件	債権者数 1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。			
		11社～20社	23,000円		147,000円				
21社以上		23,000円	178,500円						
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。				
	11社～20社	35,000円		178,500円					
	21社以上	35,000円		210,000円					

○被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替ではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書第57条第2項）。

○立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。

○追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

- |           |                                |           |  |
|-----------|--------------------------------|-----------|--|
| (1) 鑑定料   | 50万円<br>(但し、医療過誤事件は80万円)       | (5) 記録謄写料 | 20万円                                   |
| (2) 登録免許税 | 35万円                           | (6) 通訳料   | 10万円                                   |
| (3) 印紙代   | 35万円                           | (7) 翻訳料   | 10万円                                   |
| (4) 執行予納金 | 50万円<br>(但し、民事執行（不動産）事件は100万円) | (8) その他実費 | 30万円<br>( (1) ～ (7) 以外の実費すべてを合算しての限度額) |

○被援助者が多数にわたる場合の着手金

同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。

○以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準 (現行)

手続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書(仮執行宣言を含む)	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成21,000円 仮執行宣言申立書の作成15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書(供託を含む)	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	鑑定費用は被援助者直接負担とする。	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書(免責申立書を含む)	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで84,000円 21社以上94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書(再生手続に係る一切の書類作成を含む)	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

- (備考) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。  
ただし、追加支出限度額を超えないものとする。  
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。  
3. 以上の金額は、すべて税込表示である。